骨抜き派遣法案の成立強行に抗議し、労働者派遣法の抜本改正を求める声明

民主党、自民党、公明党の3党は、3月28日の参議院本会議で、政府案をさらに骨抜きにする3党修正案の成立を強行した。3党修正案は、製造業派遣・登録型派遣について、政府案の原則禁止条項を削除し、現行法に逆戻りさせ、一切規制を強化しないままである。日雇い派遣禁止については、政府案の2か月以内禁止から30日以内禁止に規制を緩和し、そのうえ政令で定める一定の場合には一切禁止しないとしている。さらに、違法派遣があった場合の直接雇用みなし制度の施行期日を、改正案施行の日から3年を経過した日としている。

労働者派遣法の抜本改正は、日雇い派遣や偽装請負等の違法劣悪な労働実態が明らかになるなかで、日雇い派遣や違法派遣の規制、さらには1999年の対象業務の原則自由化前の状態に戻すことなど、その必要性が強調されていた。そのようななかで、2008年秋のリーマンショックの際の派遣切りにより、十数万人に及ぶ派遣労働者が首を切られ、住居も失い、日比谷派遣村が必要になる事態をまねき、派遣法の抜本改正は焦眉の課題となった。このようななかで、民主党は、2009年8月の総選挙で、「製造業派遣・登録型派遣の原則禁止、2か月以下の労働者派遣の禁止、派遣労働者の派遣先労働者との均等待遇、違法派遣の場合の『直接雇用みなし制度』の創設」等を公約し、政権の座についたのである。

3 党修正案は、労働者派遣法の抜本改正を求める国民の声を無視し、民主党の総選挙公約も裏切り、とうてい改正の名に値しないものである。また、参考人質疑も行わず、派遣切りにあった当事者の声も聞かず、わずかな審議時間で成立を強行したことは、議会制民主主義を無視するものである。

いま、東日本大震災や円高を口実にした解雇、雇い止め、派遣切りがひろがっている。衆議院、参議院の附帯決議では「登録型派遣の在り方、製造業派遣の在り方などについては、本法施行後1年経過後をめどに、労働政策審議会での議論を開始すること。」とされているが、労働者派遣法の抜本改正、有期労働契約に対する規制強化など、人間らしく働くルールづくりは急務である。

自由法曹団は、3党修正案の成立強行に抗議し、製造業派遣・登録型派遣の全面禁止、違法派遣の場合の派遣先による無期契約での直接雇用、派遣労働者の派遣先の正社員との均等待遇などの労働者派遣法の抜本改正のため、全力をあげて奮闘する決意である。

2012年4月10日

自 由 法 曹 団 団 長 篠 原 義 仁